

<p>宮嶋委員長</p>	<p style="text-align: right;">(9:30)</p> <p>それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。 皆さん、おはようございます。委員長の宮嶋良造です。 ただいまの出席委員数は全員でございます。定足数に達していますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。 本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。 なお、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。 また、この会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日会議録を確認させていただきます。したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。 それでは議題に入ります。</p> <p>議題の1、令和6年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会について、事務局から説明を求めます。 総務課長。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>失礼いたします。それでは、令和6年第1回定例会につきまして、事務局よりご説明並びにご提案を申し上げます。 まず、本定例会への提出議案についてご説明をさせていただきます。 本日お配りさせていただいた資料でございます議案書をご覧くださいというふうに思います。 議案第1号、木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部を改正する法律並びに木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例が令和6年4月1日に施行されることに伴い、育児休業中の会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給等について、所要の改正を行うものでございます。 次に、議案第2号、木津川市精華町環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部を改正する法律並びに地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日に施行されることに伴い、それぞれ適用条文の条変更が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。 最後に、議案第3号、令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算については、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、令和6年度の本組合業務に必要な経費として総額8億9,542万8,000円の一般会計予算を計上したいので、提案するものでございます。</p>

武田
総務課長心得
つづき

次に、一般質問通告書の提出状況についてご報告させていただきます。

本日お配りさせていただきました資料の中に、提出された通告書の写しも同封させていただいておりますが、事務局への提出順で、1番目、宮嶋議員、2番目、松田議員、3番目、佐々木議員の3名から提出がありましたので、ご報告とさせていただきます。

なお、松田議員の通告書では、提出議員名の記載及び議会運営申合せ事項の5の(3)に基づく当該データの到達及び提出内容の確認がされておきませんが、通告書送信時のメールにて、松田議員からのご提出であり、添付ファイルも事務局にて確認できたものでございます。

次に、2月14日の議事日程についてご提案させていただきます。

議事日程(第1号)(案)をご覧くださいと思います。

議長による開会・開議宣言、議長、管理者の挨拶に続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名でございます。

今回の署名議員は、5番、大角議員と7番、松田議員をお願いいたします。

日程第2、会期の決定は、2月14日の1日間でございます。

日程第3、一般質問は、議会運営申合せ事項に基づきまして、議事日程の順序は初めとし、質問順は質問通告書の到着順といたしております。

日程第4から日程第6までは、今回提案される議案3件についてお示しいたしております。

日程第7、議員の派遣についてであります。

配付資料でございます、議員派遣の件(案)をご覧くださいというふうに思います。

令和6年度予算案には、議会運営委員会でご議論いただきました議会の視察研修に係る経費が計上されております。

また、議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項に、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と規定しておりますが、当組合議会の会議規則に議員派遣に関する定めはございません。その上で、法に規定している「議会が必要と認めるとき」を担保するために、標準町村議会会議規則に沿って、議員派遣について議長により発議することとし、現状、当組合議会の研修に係る具体的内容につきましては今後の協議とされていることから、場所と期間については議長一任としていただいております。

なお、派遣議員につきましては全議員とするとともに、決定したにもかかわらず、議員派遣を実施しなかった場合は、議長が議会に報告するなどにより対応できるものと考えております。

最後に、日程第8、委員会の閉会中の継続審査及び調査につきましては、議会運営委員長からの申出により決定いただきたいと思います。

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>以上のとおり、ご説明並びにご提案を申し上げます。 よろしく願いいたします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの事務局からの説明について、何かご質問、ご意見等ございますか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>議事日程の第7番の議員派遣についてですが、これは会議規則を新たに提案するという理解でよろしいですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>会議規則を新たにということじゃなくして、会議規則に定めはございませんが、自治法の規定に基づき、議員を派遣することについて議決をいただくと、議会で決定をいただくということでございます。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>地方自治法に基づいて派遣をするということですが、これは全てあれですか、これから議長もいろいろ交代があるとは思いますが、するしない、そして行く場所、日時、ここら辺を全て議長に一任するという、これは文言か何かつくるといいますか、申合せ事項といえますか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>先ほど申し上げましたが、来年度の予算に議員研修に係る予算というのはもう計上させていただいております。実施をすることとして今回提案をさせていただくものでございますが、場所と日時につきましては、今後、議長から議会運営委員会に諮問をさせていただいて、議会運営委員会の中で十分ご議論いただき、それを議長に答申をさせていただく、それを受けて議長に決定をいただくということを想定しております。 なお、先ほども申し上げましたが、議決をいたしますが、実施をし</p>

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>ないということになりましたら、それは議長が議会に報告をいただくということに対応できるものというふうに考えているところでございます。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>議員派遣の目的なんですが、どんどん関連関連といきますと、そもそもこの環境施設組合の趣旨から外れる場合があります。そういうなを全て議長が諮った議運で、そういうことも含めて議論をされるという理解でよろしいですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>組合がそもそも存立している目的というのは、これはございますので、その目的に沿った中で、議会の中でご議論をいただいて、決定をいただくということになるかというふうに思っております。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。ほかにありますか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>まず大前提として、この会議規則に、大体どこの議会でも会議規則に議員派遣の条項はあるわけですよ。それで、しかも私の記憶では、打越台の段階ではあったわけですよ。要するに、あったというか、議員派遣ができたわけです。要するに研修派遣ができたわけで、やった、実際に。なぜ今回というか、標準的な会議規則を採用せずに今までいたのかということと、本来から言えば、これ別にこの1週間で研修を実施するわけじゃないから、来週の本会議で、定例会で、会議規則の改正をすれば済む話ですよ。本来はそっちの措置を取るのが筋だという気はまずするんですが、なぜ、今回、会議規則、標準的な市議会、町議会にもあるような会議規則改正をせずに、直接、町村の規定を準用するのかというのが若干解さないんですが、なぜ会議規則改正をしないんでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>総務課長。</p>

<p>武田 総務課長心得</p>	<p>まず1点目、打越台環境センターの時代の話がございました。この第100条第13項が設けられましたのは、平成14年の自治法改正が起源となっております。平成14年の自治法改正で議員派遣に係る規定ができたところがございますが、組合議会の会議規則で見ますと、平成25年の第1回定例会におきまして、そのときは平成24年に改正された自治法、これは公聴会の開催とか参考人の招致の関係でございますけども、それを受けて改正する際に、標準会議規則に照らしてその他の改正もなされたところがございます。その際に、議員の派遣に係る条文を削除して発議をされております。</p> <p>したがって、平成25年以前の西部塵埃処理組合の議会の会議規則には、議員派遣に係る規程というのはなかったというふうに見てとれるところがございます。削除されたということで提案されてるんですけど、当時の会議録等を見ましても、なぜ削除したかというところは見当たらなかったというところがございます。</p> <p>その上で、なぜ今回、会議規則を改正せずに提案するかというご指摘でございます。</p> <p>先ほど申し上げましたとおり、平成14年の自治法改正が議員派遣のところなんですけども、実は、昭和63年に最高裁が議員派遣について判決を下しております。内容として、議会は議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権限を有し、合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を派遣することができるという旨の判決がございますので、もともと昭和63年当時も、議会が広範な権限を有して議員を派遣することができた。それを平成14年に法律上明確化した。それで明確化されたのを受けて、標準会議規則がその手続について定めをしたという流れになってこようかというふうに思います。</p> <p>したがって、そもそも議会が広範な権限を有しているということが最高裁の判決にあり、自治法上も、議会が必要と認めるときは議員を派遣することができるという規定がございますので、その手続につきましては会議規則の定めはございませんが、同じような手続をもって議決を得るということで問題なかろうというふうに考えているところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>まず、この昭和63年の最高裁の判決というのはどういう事案なんですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>総務課長。</p>

武田 総務課長心得	堺市議会が議員を海外に派遣したというところの事案でございます。
佐々木 副委員長	それで、何が裁かれたん。
宮嶋委員長	手を挙げて。 佐々木さん。
佐々木 副委員長	何が争われたんですか。 要するに論点は何ですか、裁判の論点、争点。
宮嶋委員長	総務課長。
武田 総務課長心得	法律に定めがないという中で議員を派遣したというところでございます。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	<p>だから、だと思っんですよ。だとしたら、今の説明は時代と逆転してんんですよ。</p> <p>つまり、堺市議会さんが法律もないのに、要するに、多分住民から、市民から、議員が何か法に従わずに勝手に海外へ行ってみたいなお話になったと思っんだけども、それは裁判所、司法の判断としては可能だというのは昭和63年の判決にもなった話なんですね。その後、それを受けて、そういう争いが今後起こらないようにするために、平成に入って法制化されたわけですよ。要するに、議会の議員を派遣するという制度をつかって、その派遣の中身としては、いわゆる従来でいう管外研修的なものが法的に位置づけられたと。要するに、住民との関係で争い事を起こさないようにするために自治法にしっかり書いた。その書いたことを受けて、各市町村議会が会議規則に書いて、法的にも許されてるし、また自らのルールにも合ってるよということ、手続を踏んできたと解釈することが時間の流れでいくと当然なわけですよ。</p> <p>今回の提案は、せっかく自治法上許されて、各市町村議会もルールをつかってやってるのに、ルールをつくらずに昭和の時代に遡って物事を進めるという話になっちゃうんですよね。それは非常に、どっちかと言うと、何で法や会議規則が整備されてきたかという経緯を無視</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>する形になってしまうので、あまり好ましいことではないということ と、ちょっと私の持論を言うんだけど、議決にする場合というの は、自治法のどのルールに従って議決するかという話が出てきますよ ね、恐らく。これは、どのルールに従って議決をするという話になる んですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>すみません。まず、会議規則に議員派遣の項目を入れてはどうかと いう多分質問だろうと思うので、その点、なぜ今回そういう話を、 我々もそれを知りませんでした、正直、第129条が削除されている と。そのことの手続としてはどうなのかということと、今、最後のほ うになるんですけど、お願いできますか。 総務課長。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>そもそもなんですけども、議会は議員を派遣することについて問題 はないと。目的に沿った限り問題ないというのが法律の規定でもござ いますし、司法の判断でもあろうかというふうに思います。 その上で、現在、組合の会議規則に定めがございませんが、そもそ も、先ほども申し上げましたが、議会の権限においてやることにつ いては問題がない。ただし、会議規則に手続が定められておりますの で、その手続が当組合にはないということでございますけれども、同 じ内容で手続、議決をすることで問題はないというふうに、議会で決 定をいただくということで問題ないというところでございます。 なお、法的な位置づけといたしましては、第100条第13項の規定 に準じた形になってこようかというふうに思っております。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>第100条第13項、何ですか、中身は。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調 査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の 定めるところにより、議員を派遣することができる。」ということ でございます。</p>

宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	<p>ということは、根拠は正当性を担保するものです。根拠は会議規則にあるわけでしょう、今の話だと。この第100条第13項を使ったとしても、会議規則に定めがないことをやるというのは、極めて合法性が疑われちゃうわけですね。今言ってもらった条文は会議規則に基づきと書いてあって、うちは会議規則にないんでしょう、議員派遣の手續が。矛盾しますよね、それは。だから第100条第13項は使うなということなんですよ、だとしたら。</p> <p>だから、正論から言えば、そんな難しいことじゃないので、今第129条と言ったかな、委員長は。第129条を復活させればいいだけの話でしょう。それが一番妥当な線だし、誰にも疑われずに手續を取る方法だと思うんですが、なぜかたくなにそれを駄目というふうな見解かは分からないんですが、どうですか。</p>
宮嶋委員長	総務課長。
武田 総務課長心得	<p>私どもが考えておりましたのは、議会において、議会が必要であると認めるときは議員を派遣することができる、その手續につきましては、会議規則の定めるところによりということをございますので、標準会議規則に沿ってその手續を取るということをご提案させていただいたところをございます。</p> <p>なお、先ほど佐々木副委員長のほうから「復活」という言葉がございましたが、そもそも組合の会議規則には、西部塵埃処理組合時代も含めて、この条文はなかったということをございますので、新たに削除となっているところに条文を入れるということをございましたら、そこは議会のほうから発議をしていただいて、やっていただくということも否定するものでもございませし、皆さんそれでいいということをございましたら、そのような手續を取っていただければというふうにござしているところをございます。</p>
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	確認しますが、西部塵埃処理組合設立以降は、会議規則の第129条は削除されたままだったということですか。
宮嶋委員長	総務課長。

<p>武田 総務課長心得</p>	<p>再度のご確認だというふうに思いますけども、そもそも平成14年の自治法改正によりまして、この条文というのは、第100条第13項というのとはできております。本来その平成14年の改正を受けて、例えば平成15年とか16年に西部塵埃処理組合で、ここの議員派遣に係るところの改正はなされてなかったというところがございます。</p> <p>その後、平成25年の自治法改正を受けて、その際に標準会議規則と照らしてみると、抜けている部分が結構あったというところで、平成25年に一括してそれも含めて改正がなされたんですけども、その際に、議員派遣に係る部分というのは削除をして提案をされておりますので、標準会議規則にあったものを削除して提案されておりますので、西部塵埃処理組合またはこの環境施設組合議会の会議規則には、第129条、議員派遣についての規定は今までからなされたことがないということがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん、よろしいですか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>はい、結構です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>僕もちょっと一般質問でも関連してあるので申し訳ないけども、前からこの議論をされた、ここの議会の、この組合の改正の議論をするときに、管理者の管理下にある事務局の一部が議会事務局を兼任するという話になってるわけでしょう。そういう仕事をしていますというふうに答えてるわけですよ。だから、今の答弁からいったら、じゃ何で今日の議運に、事前段階でもいいじゃないですか、2つの方法があるよと。今日提案されてるような自治法第100条第13項を使って議決事項をすることによって議員派遣を可能にするような方法と、もう一個は私が言ってるように、過去の経過からいったら、標準会議規則の一部を削除して提案されて今成立してる会議規則かもしれないけども、再び必要性が発生したんだったら抜けてた部分を復活させて、会議規則上にはっきり位置づけをした上で、通常というか普通の市町村議会と同じような手続を取るという2つの方法がありますよという提案をされるのが筋だと思うんですよ。だって、今の話、この委員会で問題があって初めて、いや、それは議会が言ってくれたらやりますという話じゃないですか。それは違うと思うんですよ。</p> <p>だから、私としては、基本的にはさっき申し上げたように、会議規則の条文にしっかりと明文化というか、位置づけて会議規則に載せた上で執行することで、時間的にそういう余裕というか、さっきも言いましたけども、この1週間で行くわけじゃないから、来週14日以降</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>でしょう、少なくともこの派遣というか研修に行くのが。だとしたら時間的に全然間に合う話だから、それをするほうが確実だし、先ほどおっしゃったように、法にも触れないし、第100条第13項をもし誰かに突かれた場合、会議規則に規定がない幽霊条項を使って行ったんだと言ったら、またぞろ堺市議会の二の舞になるじゃないですか、それこそ法律違反だと。それは避けるべきだと思うんですけどね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>法令違反だと思って提案してるわけじゃございませんので、そこは誤解のないようにしていただきたいというふうに思うんですけども、会議規則の改正を先にすべきだということでございます。その際、会議規則を改正されて、公布をして初めて効力というのは発生しようかというふうに思いますので、当日朝、日程の初めに会議規則の改正というのを入れて可決をしていただく、ただ、公布の手续が後日になりますので、その公布がない状況というのも想定できるのかな、あるのかなというふうに考えていたところです。</p> <p>公布が、例えば14日が定例会ですけども、17日になったと。議員派遣については14日で議決をいただくという形になってこようかというふうに思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>精華町議会では、議員派遣は議決事項じゃないですよ。会議規則上はあるんだから、淡々と議長の専権事項として、つまり、各委員会から研修計画書というものが出たら、それを議長が決裁して行ってもらうと。後日、行った後の本会議に報告はありますよ。報告はあるけども、木津川市はどうか知らんけど、議員派遣、管外研修、全部議決事項なんですか。それはないと思うんですけどね。</p> <p>だから、議決事項がないんだったら会議規則を改正して載せたら、別に議決を得なくても、さっき言ってはったように、後日議長から当委員会に諮問されて、日程とか日にちとか行き先なんかを。そこで答申して、議長決裁で議員派遣しますと言えば済む話じゃないんですか、法律上は。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>ただいまのご質問でございます。 まず、精華町議会の会議規則でございます。</p>

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>精華町議会の場合、第132条に規定がございまして、「法第100条第13項の規定により議員を派遣するときは、議会の議決でこれを決定する」というふうに定めがございまして、ちょっとおっしゃってるのが理解できないんですけども、議会の議決が要するというふうに、精華町議会の会議規則では定めがあるというふうに認識をしております。 以上でございます。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>してるの、木津川市議会も。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今の質問ですか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>はい。管外研修って全部議決、事前議決してるんですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>規定に基づいて議決をしております。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ということは、閉会中は行けないということか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>精華町は通年やから。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>いや、だからや。だから、いいですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。 まずは、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、ということは、木津川市議会は一旦閉会しちゃったら、もう研修は行けないというルールになってるという話ですね。</p>

宮嶋委員長	総務課長。
武田 総務課長心得	<p>私が知る範囲の答弁になりますけども、当然議員派遣と言われたら、閉会中の話でございますので、その前の議会において議決をして決定をしていくと。委員会につきましては、別途、法の規定がございますので、それによって派遣がなされていると。議員派遣については、本会議において議決がなされているということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
宮嶋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>そうしましたら、提案されている議案、それから日程、議事日程等は、提案どおりということでご確認いただけますが。</p> <p>佐々木さん。</p>
佐々木 副委員長	<p>基本的にいいんですけども、ただ、今議論した趣旨から言えば、議長一任という決め方というのは、法の趣旨からしたら若干違うと思いますね。</p> <p>これだと、例えば、うちは通年だけでも、一般的な議会、会期中の議会の閉会中の委員会の継続審査みたいな扱いになってしまって、何でもできるという話になりかねませんよね、所管事項であれば。それはちょっとあまりにも、閉会中の継続審査のルールにしても、通説によると、例えば教育というのは駄目やというわけですよ。例えば図書館問題とか、そういった具体的な項目でないと、教育と言われたら所管委員会の全部でなっできるからね。それは閉会中の限定的な議会活動の権能というか、の機関においては極めて脱法的というか、ふさわしくないというふうにずっと言ってるので、その考え方からすれば、いつどこに行くかも分からないことを、要するに何でもできるという前提の議決をするというのは、極めてそれは責任も持てないし、しかも、それ冒頭に、さっき課長がおっしゃったように、もしやらなかった場合はまた後日、やらないことを前提に議決するというのも変な話だから、そこはやっぱりしっかりと内容を決めた上で手続を取った方がいいと思います。それは、閉会中なら閉会中の議長職権でやってもらった方がいい話だろうと思ってるわけですね、そこは。</p>
宮嶋委員長	総務課長。
武田 総務課長心得	<p>標準の議会の事務提要によりますと、2つの方法があるかというふうに思います。</p> <p>1つは、ある程度行く日程も決めて、場所も決めて、派遣議員も決めて、ご議決をいただくというのが1つの方法かというふうに思いま</p>

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>す。</p> <p>あともう一つは、その上で変更が生じた場合につきましては議長に一任ということで、議決をいただくということで対応できるというものでございますけども、今現在、現状、当組合議会の状況で申し上げますと、行くということ、場所とか時期については今後の協議によるということになっておりますので、そこは議長一任という形にさせていただきます。</p> <p>実際、運用の面で申し上げますと、議長から議会運営委員会のほうに諮問をいただいて、議会運営委員会でご議論いただく。その議会運営委員会での決定を受けて、議長に答申をしていただいて、議長のほうで決定をいただくという手続を踏んでいってはどうかというふうに考えて、そのことを想定して提案をさせていただいてる部分でございます。</p> <p>先ほど申し上げましたが、日程未定の場合の議員派遣の決定方法ということで、事務提要によりますと、未定の場合は決定している事項を記載した決議を議決するに当たり、決定していない部分、変更があった場合の取扱いについては、議長一任とする旨の議決をしておけば足りるというふうに示されているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、今の事務提要を聞いてても、何か1つは決定されてるわけですよ、何か1つは。行き先、日時、メンバーというか、何か1つは決定されてて、そのほかの項目がまだ未定の場合というのは理解できます、それは。でも、この提案って何も決まってないですよ。行き先決まってない、全議員が行くのかどうかも分からない、日時も分からない、目的までは分かっているけれども。それって今の課長から話があった事務提要からも外れませんか。何も決めんでいいという話ではなかなかないと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>何も決めてないということでございますけども、今ございましたように、目的につきましては組合事務に係る議員の見聞を深めるため、派遣議員については全議員という形での提案になってございますので、その2つは決まっていることであろうかと思えます。</p> <p>現状、場所と期間については今後の協議によるという形になってございますので、議長一任という形にさせていただいたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

宮嶋委員長	よろしいでしょうか。 佐々木さん。
佐々木 副委員長	今の話というのは、うちのメインである管理者がいる木津川市議会の事務局、もしくは全国か府の市議会議長会はオーソライズされてるという理解でよろしいですか。要するに、確認してるかどうかです。
宮嶋委員長	事務局長、お願いします。
松井事務局長	ただいまのような具体的に、全国の市議会議長会あるいは町村議会、こちらのほうの事務局へこの件について具体的に問合せしたものではありません。我々のほうで持っている図書、いわゆる地方議会の実務提要、こちらの具体例の記載、これを引用してご提案を申し上げたところでございます。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	<p>だから、何で上位機関と言ったらいかんかもしれんけども、議会議長会団体の、要するに経験を持つてるわけじゃないですか。上がってくにつれて、たくさん件数というか相談を受けてるはずだから、なぜそこに確認しないのかがよく分からないんですよ。もし確認、相談をされてたら、さっき言った問題、提案させてもらってる会議規則改正をやったらどうかという助言もあったかもしれないわけでしょう。</p> <p>だから、私、心配するのは、今の話だとちょっと自信がない、何かそうかなというような感じなんだけども、本当にこれはほかの市議会も含めて、このぐらいの程度の議決をしてやってるかというのは、証拠がないから何とも言えないけども、そこは一住民の立場が見ると、むちゃくちゃ曖昧な議決なんですよ。何でもかんでもできる議決というのは、一住民から見ると物すごい無責任な議決に見えちゃうんですよ。なぜ、様々な木津川市議会で経験を持つてるわけじゃないですか。市議会事務局というのはたくさん委員会派遣もしてるし、過去に例えば全議員がどこかに、議長会の研修に行くということをやっているじゃないですか、恐らく。やってると思うんですね。そのときに採っているわけでしょう、議決を、今の話だと全部事前に。</p> <p>例えば、府の議長会全員研修会とかあるじゃないですか。そういうところって全部議決を採っているわけでしょう、今の話だと木津川市議会は。だったら、少なくともそれを経験してる木津川市議会の事務局に確認して、これでいいかと10分か20分相談すれば済んだ話だと思うんだけど、私もちょっと、私自身も自信ないからです、これでいいのかどうか。なぜそれをしないんですか。</p>

宮嶋委員長	事務局長。
松井事務局長	<p>私のほうから改めて、今、課長がご答弁申し上げたことも含めて、我々がご提案した流れも改めてご説明をさせていただきます。</p> <p>まずは、議員派遣については、地方自治法の規定に基づいて、第100条第13項、こちらに規定があるということで、我々も手続を取るほうが妥当ではないかと考えたところでございます。その上で、「会議規則の定めるところにより」という規定がありましたので、確認をいたしましたら、うちの議会の会議規則については、その規定は削除をして、そのまま現状に至ってるというところでございます。</p> <p>この「会議規則の定めるところにより」の定めについては、先ほど課長のほうのからも説明ありましたように、方法、やるためには議決を得て、議員とか場所とか期間とかを明確にしなければならないと、いわゆる手続の部分の部分を会議規則で定めておくというところでございます。</p> <p>この会議規則を改正することについては、先ほどこれもご答弁申し上げましたように、否定するものではございません。ただ、会議規則の改正をした場合は、発議をいただいた上で、その公布をして効力が発生いたしますので、今定例会において、それを全て一括でやるのが日程的にも困難であろうということで、今ある規定の中で議員派遣について法も照らしながら、担保できる方法とすれば、自治法において「議会において必要があると認めるときは」という規定でございますので、議会のほうで決定をしてはどうかと。</p> <p>具体論の部分につきましては、目的、派遣議員、場所、期間、これを定める必要がございまして、その中で目的と派遣議員は今までの議論も含めまして、ここの組合の事務に係ることとして、組合議員が見識を深めるために全議員で行こうというようなことでのご確認をいただいておりますので、その内容は明確に当然定めることができ、あと場所と期間についてだけ定めがまだ今決定ございませんので、我々が所有している実務提要、こういったもので確認したときに、明確にその質問に対する回答が1つ記載をされておりましたので、それを参考にして、この場所、期間については未定であるため、議長一任で、行くことについてこういった内容で行くことについて議決をいただければ、あとは議長のほうでご決定いただければ行けるものと、その方法、いわゆる手法については十分担保できるんではないかということで、今回のようなご提案を申し上げます。</p> <p>先ほど来申し上げましたように、議長一任というのは、議長にお任せというわけではなく、議長が諮問機関である議会運営委員会に、これについてまた確認というか、皆様のご意見をまとめたものを議長として確認をしたことを議長が決定するという形で問題ないのではないかとということで、今回のようなご提案に至った次第でございます。</p> <p>ですので、一定我々が疑問と思う部分については書籍等で確認ができましたので、直接、市議会議長会、町村議長会、こういったところ</p>

松井事務局長 つづき	への確認ということまではしていないというところでございます。 以上でございます。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	すみません。先ほど読み上げていただいた地方自治法の第100条 第13項をもう一度読んでもらってもいいですか。
宮嶋委員長	よろしいですか。じゃ、すみません。 総務課長、お願いします。
武田 総務課長心得	「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調 査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の 定めるところにより、議員を派遣することができる。」ということど ございませう。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	やっぱり「会議規則の定めるところにより」というふうに書いてあ るので、会議規則がまだ改正されていない状態で議決をするというの ができないのではないかと思います、どうでしょうか。
宮嶋委員長	それについては、先ほどあった別の方法でということ、それは認 められていると。
谷口委員	ああ、別の日に。
宮嶋委員長	いや、別の、今回提案している方法でも認められているというこ とで提案されていますので、それは、最高裁判例等を基にそういう事実 があって、これはよいということで提案があるわけです。 だから、佐々木さんが言うように、また谷口さんが言うように、会 議規則の改正をするんやったら、それはここで皆さんがそれで提案し たらいいですよ。ただ、先ほどあったように、提案すればそれを公布 してということなので、実際に議員派遣の決議といいますか、内容を 決めるということになれば、また次の議会ということになりますから 11月の定例会ということになるし、今から次の14日の定例会にそ

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>それを段取りをするというんやったら、今日自身、そういう段取りをしてないですからね。</p> <p>だから、それを一方でやりつつ、やるということで確認していただきつつ、今回のことについてはこの方法でどうかという提案だから、それについては先ほどの説明では問題ありませんという説明があるわけですから、それでいいんじゃないかということで、今、お願いしてるわけですけど、それでも駄目だと言われるのであれば、別の方法を考えるか、この議員派遣の件を取り下げるかということになってくるんじゃないですかね。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>違います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、違うんだったら手を挙げて言って下さい。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>そもそも、この問題というのはいつですか、まず。 この問題、つまり、議員派遣の条項が会議規則にないということに気づいたのはいつなんですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>明確には、申し訳ございません、何月何日という形でご答弁はさせていただきませんが、我々がこの間、管理者会議を含め、この議会に向けての書類を精査してる中、今月の頭には当然分かっておったかなというところがございます。</p> <p>この内容を確認しながら整理したのは、もう本当に今月に入った間際というところで、それまでは前回の議会運営委員会でのご協議を踏まえて、我々もお聞きはしてはしておりましたが、ここまで思慮は至っていませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、別に責めてるわけじゃないんだけども、それこそやっぱりどうしたらいいかという相談をしたらよかったと思うんですよ、分かった段階で。だって、この話って今初めてじゃないですか、私ら。今日会議があるんだから、文書でもいいから、こんなことを今、前回の</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>議運で相談したことをやろうと思えば、こういう問題が今発生してますよ、解決方法としてはAルート、B案、C案ぐらいありますよと。さっき私申しましたように、上位団体の例えば全国または京都の市議会議長会でも聞いたら、例えばB案が一番いいんじゃないかとかいう助言をいただいていますよということを事前に言っていただければ、こちらでも調べられるし、様々なところで。対応可能なんですよ、まだ。</p> <p>一方で、さっき委員長から何度も言ってるように、この進行ですけれども、今、そしたら11月までないよという話になってしまって、それは11月以降じゃなかったら派遣できないよということになってしまいうんね。そういう既定路線的なことを言っちゃ駄目だと思う。必要があったら臨時会をやればいいんですよ、必要だったら例えば10分間の。だから、臨時会制度があるんであって、定例会だけを前提に話をしたら絶対駄目です、それはあかんと思います。逆に言えば、そういう相談をいただいて、例えば今日だって10分間の、10分かどうかわからないけども、短時間の本会議したら、臨時会を招集してもらったらいいだけの話じゃないですか。もし例えばこの第129条を復活させるということで事前に皆さんが同意してれば、あとは手続で事務手続上議決が要るわけだから、今日本当に、管理者は来なくてもいいじゃない、別に。管理者に招集だけここでしてもらって、議会メンバーは半数以上で成立するわけだから、議会は。過半数いれば成立するわけだからね、本会議は。管理者がいなくたって成立するわけだから、そこで第129条をしとけば、今の問題は何にも問題なくなるんですよ。来週14日には全部解決するんですよ。</p> <p>だから、何で追い込まれた状態で判断してもらうのかが分からないわけですよ。分かったら分かったで、しかもそれ、大きな問題になる可能性はあったわけでしょう。だったらやっぱり相談をかけるべきだとは思いますがね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>委員長として申し上げますが、佐々木さんが言われた後段の部分は、かなり乱暴な議会運営になろうかと思しますので、それはちょっと納得しかねます。そういう管理者がいなくても臨時会を開けるとか、半数さえいけばいいんだとかという言い方はちょっと乱暴な議会運営ではないかというふうに思いますので、ちょっとそこは同意しかねるわけですが。だから、さっきあったように、法的はどうかと言われたら、こちら側というか事務局が提案してるのも、法に基づいて、これは提案できるからといって提案してるわけだから、それをそういう言い方でやられるのは、ちょっと乱暴ではないかなという感想を持ちました。</p> <p>ちょっと待ってください。それで、会議規則を変えるという点では、皆さん多分何も異論はないと思います。ただ、その手続をきちんと踏んで会議規則を、じゃ、変えましょうと。それをどういう手順でやるのかは、今回、次の14日に提案するのか、それとも第2回の定例会で提案するのか、どちらにしてもそれはできると思いますので、</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>それをやればいいと思います。 ただ、新年度予算にある研修、これを実現するためには、もう議員派遣の要件を確認しとかなあかんの、それは、今提案されている議員派遣の要件で十分足りているということで皆さんがご納得いただければそれでいいし、いや、これはもう納得できないんだと言われたら、これは取り下げるということになって、会議規則の第129条の成立を優先するということになるんですけど、その点をちょっと皆さんのご意見を、今までの議論を踏まえてちょっとお聞かせいただけたらと思うんですけども。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>私は、西部塵埃組合からずっと参加もさせていただいておりますが、議員派遣という支障がなければ、踏襲していけばいいという考えです。 そして、今回提案されました議員派遣についての項目ですが、これは、この環境施設組合の設立趣旨にのっとった要綱によって、先ほど確認させてもらいましたが、その趣旨に基づいてされるならよしということで、この提案には私は賛成するものです。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかはいかがですか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、先ほど申し上げたけども、委員長の見解と違うんだけど、もう一遍言いますよ。昭和63年のは、議員派遣制度がなかった段階で議論になったわけでしょう。法的な議員派遣制度がなかった時代に、一議会の判断で海外派遣をさせたということが問題になったわけですよ。それを、その反省に立って、政府の動き、国会の動き、平成の時代に入ってから法的に議員派遣ができるように法改正をされて、それを受けて各市町村議会が会議規則等にその規定を設けたわけでしょう。 しかもさっきから、2回目もあったけども、第100条第13項には会議規則に基づいてと書かれている以上、会議規則が根拠になるわけですよ、議員派遣をする以上。根拠規則である会議規則にルールがないのに、それを根拠として第100条第13項を使うというのは、極めてそれこそ乱暴。 だから、委員長がおっしゃるのは、昭和63年段階に戻ったらそうですよ。昭和63年段階に戻って、議員派遣の法制度がなかった段階でも議会の権能に入っていると。議会の権能というのは、さっきから事務局も説明してるように、第100条第13項を使えばできることなんですよ、簡単に言えばね。となるわけでしょう、第100条第13</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>項を使ったらできるよと。けど、もう一遍言います。そういう市民とトラブルの反省に基づいて法改正、会議規則改正が行われてるわけだから、昭和時代に戻った手順をやるというのはやっぱりよろしくない。制度がある以上、そういう制度を使わなきゃならない。その制度も、もう明文化された、第13項に書いてるわけだから、会議規則に基づいてと書いてるわけでしょう。その基づく規則がないんだったらつくらなあかんというのは、これは最低限の話だと思いますよ、そこは。そうじゃなかったら、私らが違法行為をやることになってしまうので。</p> <p>だって、もし将来これをやった後に、市民の方から情報公開請求があつて、議会は何の根拠をもってやったんだというものに答える場合は、今あつたように第100条第13項と言うわけでしょう、根拠は。第100条第13項を見ると、会議規則に基づきと書かれてると。この会議規則になかつたと、その段階ではということ言われたら、もう説明しようがないですよ。だから、少なくとも会議規則にはその手続条項は復活させておかないと、後々の市民との関係で、いわゆる税金、公費の不正使用というトラブルが起りかねない。それは避けるべきだとは思ってます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さんの意見は、第129条、会議規則をつくるのが優先だということですね、だから。 ほかはいかがですか。 松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>この議運の中でも、研修に行きたいというお声もあつた中で、議員派遣ができる制度については、それはいいことだというふうに思っております。</p> <p>ただ、今の議論になっております中で、やっぱりきちんと法的な根拠を整えておくべきだというふうに思いますので、会議規則も含めてきちんと整備すべきだというふうには思います。</p> <p>事務局にお尋ねしたいのですが、今回のあれは一旦取り下げただいて、近い時期に臨時議会を開くというようなことが可能なのかどうかということをお尋ねしたいと思います。</p> <p>もし可能であれば、近い、14日以降になると思うんですけども、そこにきちんとした法的根拠を整えていただいた上でご提案いただくというほうがいいのかというふうに思つて、臨時議会を開くことが可能かどうかということをお尋ねしたいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>ただいまのご質問の答えでございますが、可能かどうかと言われ</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>ば、当然手続を踏んで調整すれば開けるものと考えてございますが、そのような想定は今のところいたしておりませんでしたので、この近い期間で、議員の皆様、それから我々説明員、管理者も含めて、必要な人員がそろって一定の時間、きっちりとした会議を開けるかどうかは、この場ではお答えはできません。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松田さん、よろしいですか。 もうそれぞれ精華町議会も木津川市議会も3月いっぱいぐらいまでの日程がはっきりしてるかと思いますが、木津川市議会の場合、一部事務組合議会が幾つもありますので、多分、少なくとも3月いっぱいぐらいまでは無理かというふうに思います。もちろん管理者等の調整なんかも含めて考えるとね。 そうすると、仮に14日に会議規則の改正を提案して、臨時会を開くとなれば4月以降ということなんだろうと思いますが、それでも皆さんが、それでいいから臨時会で議員派遣を決めるということで進めたほうがいいのかというのであれば、あと手続上、14日の会議規則の改正が提案できる実務的なことも含めて確認したいというふうに思いますが、谷川さんだとか、谷口さんだとか、ご意見いかがですか。 谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>正規に言うていったら、確かに会議規則第129条によってなされるのが一番順当かなとは思いますが、事務局のほうで、自治法において第100条第13項、この項目で今いけるというのであったら、ちょっと言い方はおかしいんですけども、できたらこの形でいったほうがいいかなと。実際にするのは、例えば11月以降に研修に行くとなれば、その時期までは問題なからうと。その間で調整していくという方法もあるのではないかなと私自身は思うんですけど、ちょっと理解しにくいかもしれませんけど。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さんはどうですか。 谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>私は、松田さんの提案がいいんじゃないかなというふうに考えています。 そして、4月以降だったらできるかもしれないと事務局のほうでもおっしゃってるので、臨時議会を開くと。今回の議会では会議規則の改正を議決して、臨時議会で議員派遣について議決すると、その順番がいいのではないかと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>14日の議案に会議規則の改正の提案をするといっても、ここには</p>

宮嶋委員長 つづき	今何もその文書がないわけですけど、実務的にとか、議会運営委員会の確認とかという意味では、それはどうなんですか。 事務局長。
松井事務局長	会議規則の改正、これは必要やという部分については想定をいたしておりましたので、今、当然中身は確認いただく必要はございますが、案として文書を、休憩いただければご用意させていただきます。
宮嶋委員長	そしたら今の、もう一度確認しますが、第129条の会議規則の改正を次の14日に提案するというので、この場で確認するために、今、休憩を取って準備いただくということでよろしいですか。 なお、そうすると、今提案している議員派遣の件は、一旦今回は取り下げて、その上で、臨時議会については調整が必要ですから、今、必ず4月のいついつというふうには決められませんし、それがどういうふうになるかは今後のことなので、臨時議会を開くという点で、そういう方向でよろしいですか。 山本さん。
山本委員	今までも削除されたままで支障なく行われておりました。やはり今までを継続するというのも大切な視点だと私は思います。
宮嶋委員長	いや、事実は議員派遣がなかったから問題が起こらなくて、今回。
山本委員	いやいや、あったんですよ。あったと言われた。
佐々木 副委員長	違う違う、なかったよ。ないない。
宮嶋委員長	今回、議員派遣の条件をそろえるために調べていただいたら。
山本委員	ちょっと確認します。 佐々木さんが何かあったと言われたことを確認します。
宮嶋委員長	分かりました。 じゃ、佐々木さん。

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>もう一度正確に言います。さっきも申し上げましたけれども、組合議員の管外研修視察の実行はありました。ただ、さっきも事務局が若干補足してくれたけれども、それは議員派遣制度が、今議論したみたいに、制度になる前の話だからね。つまり堺市議会と同じような形で予算を組み、議会として決定をし、行ってたわけです。それは現実にあったと。</p> <p>ただ、今論点になってるのは、あったかどうかじゃなしに、今は新たに平成段階、この20年間ぐらいの間に、要するに議員派遣という裁判を受けて、それで誰もが争いが起こらないようにするために、法令的にも、条文的にも、市町村の議会の規則的にも明文化をしたという時代になってきたわけだから、それは明文化された以上、その手続に従ってやるというのが順当だろうということ言ってるわけなんです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん、よろしいか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>西部塵埃の設立と、そして堺市の裁判ですね。これの時系列はどうですかね。私、まだはっきりとは認識してないんですけども。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ごめんなさいね。先ほど事務局の説明もあったように、なぜ平成25年の第1回定例会において、前年、24年の自治法改正を改正する際に、第129条についてはそのまま、要するに、ないまま来たと、入れなかったということだから、その経過が分からないと、正直なところ。ですので、その経過は今ちょっと、もうどうだったかというよりも、この後休憩を挟んで、新たに会議規則の改正の文書を出していただいて、それをここで確認いただいたら、14日のときには議事日程の中にそれを入れ込むことができるということなので、それで進めたいと思いますが、よろしいですか、山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>平成26年の改正から削除されたままで来て、支障なく行われております。それで、支障がなく行われてるのでよしと、私はそういう考えです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>支障がなくというのは、議員派遣がなかったから支障がなかったもので、今回議員派遣の条件をつくった中で、自治法の規定にという話になってるわけやから。 山本さん。</p>

山本委員	<p>結果として議員派遣はなかったということであり、議員派遣をどうするかという話合いがあったかなかったか、それはまた別の話です。あったけれども、これは趣旨に基づかないからやめとこうと、結果として議員派遣がなかったという判断もあります。そこら辺のいきさつは私も承知しておりませんが、そういう考え方もあります。</p> <p>結果として議員派遣がなかったということは集約されておりますが、という考えです。</p>
宮嶋委員長	<p>分かりました。それはどうやったかというのは、今は私どもも確認できませんけれども、ただ、前回の議会運営委員会で議論の末、研修について決めていただきました。議長のほうから管理者のほうへも予算化するようにという申出をしていただいた上で、今、まだ議決してませんが、新年度予算が提案されていて、その中にそういう項目がありますので、そうすると、これを執行しようと思えば議員派遣の項目が必要なので、今、議論になったわけです。</p> <p>ただ、会議規則にない中で、事務局が別の方法として提案いただいたわけですがけれども、それには皆さんというか、異論があつて、自治法どおりに会議規則を制定すべきじゃないかという議論になったわけですから、ここで14日の本会議に会議規則の改正を入れるということで皆さんがご同意いただければ、休憩を挟んでその議論をというか、その提案をさせていただきたいと思うんですが、いかがですか。</p> <p>山本さん。</p>
山本委員	<p>今回提案されて、事務局が提案されたことで異論はありませんので、この提案どおりやっていただくと。そして自治法の第100条第13項ですか、それに「会議規則」と書いてあります。それも法的に違法ではないという一つのやり方もあるということをお認めいただけますので、この事務局の提案どおりで私はいいと思うんですけれども。</p>
宮嶋委員長	<p>山本さんはそれでいいということなんだけれども、他の委員からそれではあかんということなので、全体が納得になるように今議論を進めてるわけです。</p> <p>佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>では、山本委員にちょっとお聞きします。確認しますけれども、今2回目にもあった自治法100条13項による「会議規則により」かな、というのは、その場合の会議規則というのはうちの会議規則の何条を指すんですか。何条を指すということが明確になかったら、法的に成立しませんよ。何条ですか。あなたに聞いてるんですよ。あなたに聞いてるんです。</p>

山本委員	私は、ないものだと理解しております。
佐々木副委員長	違います。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。ちょっと言い合いになってますので。
佐々木副委員長	<p>時間も申し訳ないけど、この間の議会運営委員会の議論の中では、視察はやっていこうということと、それに基づいた、まだ詳しく見てないけども、予算要求もして、予算編成はされてるわけですよ。それを多分、順調にいけば来週の本会議で可決されるわけですよ、この予算は。予算は可決するけども、それが執行できない状態を放置するというのは、予算に責任を持つ議会としてはいいことじゃ全然ないわけですよ、当然のことながら。もちろん予算に反対するなら分かりますよ。議員派遣はけしからんから、予算に反対するという立場の方は、それはそういう議論になるでしょう。けども、予算が認められる以上、予算に書かれてることを執行できないような条件は、それは議会の責任として、議会の権能に入ってるわけだから、議会の責任としてそれを解消しとかなあかんわけですよ。解消の方法が今まで議論したことでしょう。</p> <p>もっと言いますけど、事務局の最初の提案、この14日に議決することができるということを山本さんはそれでオーケーとおっしゃっているわけけども、今。だとしたら、第100条第13項にある「会議規則による」ということを、仮に市民から会議規則の何条によってあなたたちは行ったんですかと聞かれた場合、何条と答えるんですかと聞いているんです。と、お聞きしてるんです。お答え願います。</p>
宮嶋委員長	すみません。もうその議論はさっきからやってきたので、申し訳ないですけど。
佐々木副委員長	委員長、山本委員からああいうふうに指摘されると。
宮嶋委員長	だから、ごめんなさいね。私が今言ってるのは、提案があった議員派遣の件、この内容では納得できないよと、会議規則の改正のほうが先ですよというのが提案されて、その議論があって、もちろん山本さんと他の佐々木さんなんかの意見は一致してないんだけど、当然できるだけ一致するためには、一旦ここで休憩を取って、会議規則、提案のやつを出していただいて、これで、じゃ、先行させようじゃないで

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>すかということで、ちょっと休憩を取りませんか。 そうしないと、なかなか会議規則の改正と言うたときの、じゃ中身は何なのかというのも、我々、言葉としては飛び交ってますけど、目で見てないわけですから、ちょっと一旦ここで休憩を取って、準備をいただいた上で、どうするかという判断をしませんか。 山本さん、それでいいですか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>はい。一応会議規則の内容を知らないままで議論するのもまたおかしな話で、それはいいんですが、先ほど言われた予算案に議員派遣の提案がされてる。それに反対なら予算案全部は反対しなければいけないとか、こういう決めつけは大変危険な考え方だと思います。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>違うと思いますね。</p>
<p>山本委員</p>	<p>いや、そのように執行できないような状態だと言っておられる。執行はできるという案をされてます、執行できると。それをできないというふうに決めつけるもので、そんなことは、お待ちください、それはおかしいですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっとお待ちください、山本さん。 松田さん、どうぞ。さっきから手が挙がってますので。</p>
<p>松田委員</p>	<p>先ほどから委員長が提案されてますように、この後ちょっと休憩を取っていただいて、会議規則の準備ができるのであれば、それをご提示いただいて、その中でどうするかという議論をさせていただきたいというふうに思います。 以上。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>じゃ、すみません。暫時休憩ということでさせていただきます。 11時ぐらいをめぐりに再開したいと思いますが、1時間以上たってますので、トイレ休憩などをしていただいたらと思います。 では、休憩します。暫時休憩します。 (10:42) 《暫時休憩》 (11:01) ただいま11時1分、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 それで、休憩前にありましたように、議員派遣の条項を会議規則に入れる場合のことについて、再度簡単に提案いただけますかね。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>それでは、今、お手元に配付をいたしました資料に基づきましてご説明申し上げます。</p> <p>資料を幾つかお渡しいたしておりますが、両面焼きになりますが、まず、発議案の部分でございます。</p> <p>両面コピーでございますが、発議の方法は2種類あると考えてございまして、まずは、委員会からの発議とするか、議員からの発議とするかによってこの上の文言が変わってくるものと思っております。</p> <p>下の部分につきましては、どちらでありましても変わりませんので、会議規則に基づいて発議、提案理由は自治法第100条第13項の規定に基づき、議員派遣をする際の必要な手続等について規定するものということで会議規則のほうにうたうという内容でございます。</p> <p>この改正の内容でございますが、もう一枚お配りしている資料の、これも裏表になってございますが、横書きになります。会議規則の一部を改正する規則の案ということで、現在第18章、対象になるのは第128条になりますが、現在削除となっている部分について、第18章に議員の派遣、第128条にこういった文言、第1項、第2項で規定をするべきというふうに考えております。</p> <p>これの参考になりますのが、同じ資料の裏面にございます、縦書きになってございますが、木津川市議会、精華町議会、標準市議会、標準町村議会、それぞれの該当するところの項目を見ましてもほぼ全く同じ内容での規定となっておりますので、このまま引用してはどうかというご提案でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>休憩前に議論になっていた、自治法の規定によるならば会議規則に議員派遣を定める必要があるのではないかとということで、今提案をいただいたわけです。</p> <p>一方、これがなくても、これをしなくても、今日冒頭に提案いただいた方法でもいいのではないかとという意見もありましたが、双方見ていただいて、ちょっとここで皆さんの確認を取っていきたいんですが、いかがでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>今、冊子を見させていただきました。削除された項目、これを議員の派遣という条項なんですけど、私はもうこれはしなくても今までのとおり違法性なく議員派遣はできるとしていただきますので、削除を復活するという考えは私は取りません。</p>

山本委員 つづき	以上です。
宮嶋委員長	ただ、今後どういう形で議員派遣が起こるか分かりませんが、会議規則にあったほうがそれはやりやすいんじゃないですか。一々今回のような、こういう議員派遣の件ということで考えてもらわなくてもいいんじゃないかというふうに思うんですが、それはどうなんですか。山本さん。
山本委員	一々ということはどうかは知りませんが、支障なく違法性もなく執行できると。議員派遣に対する予算を執行できますので、それで私はよいと考えております。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	私はこの案1、案2、両方ともこのやり方でいいと思うんですけども、どっちを選ぶべきかというところがちょっと判断しかねる。こっちを選んだらこういう問題というか、どっちを支持したらいいかというところがちょっと私は分かりかねるところなんですけれども、このやり方でいいとは思っています。
宮嶋委員長	このやり方とは。
谷口委員	新しく提案して改正するということです。
宮嶋委員長	会議規則を改正するというやり方でいいというご意見ですね。
谷口委員	はい、そうです。
宮嶋委員長	ありがとうございます。 ほか、佐々木さん。
佐々木 副委員長	ちょっと、1点は、さっき言った休憩前の話で、振り返りになりますけれども、山本委員がおっしゃったのは、3点ある説明があったことを総合的に整理すると、昭和63年の最高裁判決で、広い意味の議

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>会の権能としては、議員を調査のために派遣することができるという一般的な権能を持っているのは認定されたわけですよ、最高裁判決で。だから、それは今も生きていますよね。</p> <p>ただし、一般的な権能はあるんだけど、その権能を執行する場合、権能を行使する場合というのは様々な、この議員派遣だけじゃなくて、さっきも言っていましたけれども、例えば参考人招致とかというのは権能じゃないですか。広い意味の権能、議会の。</p> <p>でも、参考人の場合は、例えばどういうルールで誰に対して誰が出すのかとか、また、その場合の日当がどうなるのかとか、そういうことの手続的な部分。権限はあるけれども、具体的な手続的な部分というのを決めてやらないと、実際には参考人招致はできないわけですね、やろうと思っても。勝手にやるわけにいかないから。</p> <p>その手続部分に関しては、何遍も言いますが、平成14年の自治法改正とそれ以降の各市町村の議会のルール変更というのが手続ルールとして確立をするべきだという考え方があって法改正がされているわけですから、一般的な権能はあるんだけど、議員派遣する。手続的にミスは犯すんです。この提案がないと、新第128条がないと手続的にミスは犯す。だから、権能はあるけれども、手続違法という状態を踏んでしまうというのが今の話と理解するのが一番妥当だと思います。</p> <p>私も先ほどから申し上げているように、会議規則改正についてはすべきだと思っています。ただ、やり方については、これはうちの議会もそうですけれども、議運の全員が同意する場合には委員長、委員会提案。要するに委員長名の委員会提案はできますけれども、一人でも反対がある場合には、それはやっぱりよろしくないで、その場合は連名による議員立法とか議員提案のほうがふさわしいのではないかと、いうふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかはいかがですか。特にございませんか。</p> <p>山本さんは議員がこれを提案するという必要はないという立場で変わりないということによろしいですか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>いや、そんな、議運でそこまでは言っていません。それは、ここで反対の意見があったら議運で提案しないと結びつけるんならば、議運で提案する必要はないという考えになりますけれども、そもそも議員派遣についての会議規則の変更は必要ないと、今までどおりのことで執行できるという考えです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただ、今日の議論の中で自治法の規定に基づいて会議規則を変えたらどうやということ議論があって、事務局のほうも発議の方法は2</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>つということで、先ほど佐々木さんからもあったように、議運で一致しないのであれば、議員個々に提出者、賛成者をまとめて提案していただくという方法でということになりますし、それは山本さんがご納得いただけたら、今、全員の発言を聞いていますけれども、ほぼそれで議運の提案でいいのかなと思うんだけど、ご納得いただければ議運の提案ではないという方法を取るというふうに思うんですが、それでどうですか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>そのようにされるならそれで結構です。私はあくまでも会議規則の改正には反対です。今までどおりで執行できるという考えです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かりました。 そしたら、山本さんの同意が得られませんので、議運としては発議しませんが、今日これご準備いただいていますので、この後、改正必要だということでお考えの議員の方がちょっと書類を整えていただいて出していただくということですが、それは後の手続になりますが、議運として議事日程に発議が出るということの確認はしておきたいと思うんですが、それでよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、それと、この議員派遣の件は、だから取り下げることいいんですか。 事務局長、松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>ただいま、議運からではございませんが、この当日に発議がされる見込みがあるということのご確認はいただいたところでございます。 それに関係をいたしまして、当初ご説明いたしました議事日程の案にございます、第7、議員派遣、これに関わる改正となつてございます。これにつきましては、冒頭、当然公布がなされた後でないといこの議員派遣についての効力、この改正に基づいた効力は発しないということでごございました。</p> <p>議事日程のご提案といたしましては、議員派遣のこの部分については、当日この議事日程に入れておいて、この第7、議員派遣についての前、第6の議案第3号が終わりましたら、その発議案件につきましてご提案をいただくと。これについては、本日、この議会運営委員会終了後でも結構ですので、どなたの発議になるかはご確認させていただきたいと思いますが、この日程第7で発議、この会議規則の改正を入れてはどうかと思っております。</p> <p>その後、この第7の議員派遣でございますが、効力を発してからこの議員派遣を行おうとする場合は、当然公布が必要と話を申し上げます。</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>したが、会議規則の公布につきましては、様々なやり方が各市町村議会であろうかと思いますが、議長からの公布というのが考えられるかと思っております。当日、当然本会議の場には議員及び議長、それから我々事務方、全ての者がおりますので、暫時休憩を取っていただければ、その間に事務手続を取ることは可能かと思っております。それで議長のほうの公布の手続、公布の準備が完了いたしましたら、公布につきましては、この施設の前の掲示板にて公告式条例に基づいて行いますので、そこで公布をすることも可能でございます。</p> <p>そういたしましたら、休憩明けはこの改正案が既に公布をされた状態ということになりますので、その休憩後にこの日程、今第7としております。この議員派遣について、日程第8になります。こちらのほうを審議いただければ、改正後の会議規則に基づいて審議をいただいたと、その決定に基づいた議決という形での効力を発することは可能ではないかと考えてございます。</p> <p>ただ、当日にこのような形で休憩を取って公布という手続がいかにかというような疑義もあろうかと思いますが、恐らくそういった内容で手続を踏めば問題ないものであろうかというふうにも考えられますので、そういたしますと、追って臨時会というものは開催する必要はなくなるということも一つの案ではないかというふうに思いますので、併せてご議論いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、事務局長から説明いただきました公布の仕方についてご理解いただいて、ご納得いただけますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(はい結構ですの声)</p> <p>事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>補足ではございますが、今私をご提案申し上げたこと、非常に事務手続としてはイレギュラーな形かと思っております。通常私ども管理者のほうでお預かりした場合、公布の手続を即日行うというのは大変困難なことではございまして、通常そのような形での運営というのはなかなか今後もご提案申し上げにくいとは思っております。</p> <p>ただ、今回に関しましては、できる限りスムーズに、それから、議員の皆様へご負担等をかけないようにということで、本当に苦肉の策でのご提案ということでご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>

山本委員	<p>今、スムーズな公布ということでイレギュラーな対応だということ、これは議事録か何かにかっちり残しておかないと、またこういうふうなのはもう通常に起こります。やはりそういうのは残して、後々の議会運営に生かせるような形をしてもらいたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>今日のこの議会運営委員会についても会議録はきちっと残して、毎回終わりましたらホームページにも紹介いただいておりますので、そういう点ではいけるのかなと思いますので。</p> <p>そうしましたら、皆さんが公布の手續についてもご了解いただきましたので、今日の議事日程のところ、先ほど事務局長からもありましたけれども、第6が終わりまして、第7に会議規則の改正を入れていただくと。そして、第8の前に休憩等を取らせてもらって、手續が終わったということが確認できれば、第8に議員派遣について、第9は閉会中の継続審査及び調査についてを確認するというところで進めたいということですが、この議事日程でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>では、そういうふうに確認しました。</p> <p>事務局長。</p>
松井事務局長	<p>もう一点確認でございます。</p> <p>本日配付をさせていただきました議員派遣の件（案）としたこの資料につきましては、もともとはそういった会議規則なり法に基づくものがございましたので、一文、「組合議会は、次のとおり議員を派遣するものとする」という文面にしてありますが、ここで会議規則が固まりますと、その頼るところが生じてまいりますので、「自治法、会議規則に基づき派遣する」という文面で、改めてその内容でご決定をいただきたいと思います。あと、箱書きのところはこのとおりになろうかと思えます。</p> <p>ですので、議員派遣の書類につきましては、当日休憩が終わって、公布が終わった後に机上配付という形で当日配付とさせていただきますので、ご了解のほどよろしくお願ひしたいと思えます。</p>
宮嶋委員長	<p>じゃ、今日出されたものは一部変更になるということでご理解をいただきます。</p> <p>その上で、先ほどありましたように会議規則の改正提案ですが、この場で確認をしといたらいいかと思うんですが、どなたが提出者になっていただいて、賛成者は。</p>

山本委員	それはこの場でやることではないかと思えますよ。
宮嶋委員長	いや、でも確認しておいたほうがいいんじゃないですか。
山本委員	いえ、それはもう議運で決めることではないのです。
宮嶋委員長	いいですか。終わってしまったら、もう議長も出られますから。だから確認だけしといたら。いや、手挙げていただいたらもうそれで済む話です。私、提案者になりますと。
山本委員	議運の範疇やないので、議運でそれを決めるのは。
宮嶋委員長	いや、議運で決めるわけじゃなくて、それは議運の人が今の議論の中で知っておくというだけのことから。
松田委員	暫時休憩して話し合ったら。
宮嶋委員長	<p>じゃ、そうしましょうか。</p> <p>じゃ、議長、ご苦労さまでした。</p> <p>(森田議長 退室)</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11:18)</p> <p>《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(11:20)</p> <p>暫時休憩に引き続き、会議を再開します。</p> <p>それで、次に議題の2、その他についてであります。</p> <p>これまでの間、議論を続けてまいりました議会運営申し送り事項等につきましても、昨年11月24日の委員会において、本年11月定例会までには非常時対応の一定の結論を出すことを確認したところで</p> <p>す。</p> <p>また、役員の変更時期、議会としての広報公聴やDXについては先送りとするものの、来年の2月定例会までには結論が出るような段取りも必要かと説明させていただきました。</p> <p>そこで、次回以降の円滑な議論に向けまして、本日、改めてこれまでの議論等を踏まえ、次回委員会開催に向けた事前準備等の確認を行っていきたいと思えますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議もないようですので、そのようにさせていただきます。 それでは、私のほうから。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>事前準備がされるということですが、もう一度確認します。 事前準備の項目は、もう一度すみません。私聞き漏らしてしまいましたので。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>まずは、優先させてやることについては、議会としての非常時対応についてどうするかということ優先してやりたいということです。よろしいでしょうか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>はい。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>私のほうから、前回までの協議等を踏まえて本日確認させていただきたい項目を幾つかご提案させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>まずは非常時対応についてでございますが、1つ目は、木津川市議会のスタンスについて、非常時対応の議会の在り方について私宮嶋が市議会議長にお伝えし、市議会の対応をいただくように依頼するとした件でございます。</p> <p>これにつきましては、長岡議長に今説明いたしましたことについてお願ひをいたしましたところ、長岡議長から少し文書を頂きましたので、これをちょっと事務局のほうで配っていただけますでしょうか。</p> <p>(資料配布)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>お手元に文書があるかと思ひます。口頭で議長からいただいたとしても、それを正確に私がお伝えすることができないので、文書にしてほしいということをお願いして、長岡議長のほうから文書を頂きました。短い文章ですので、少し読ませてもらいます。</p> <p>非常時の議会対応について。</p> <p>自然災害時の対応としては、議会の監視機能と政策提案機能を発揮すると市の災害対応が遅滞してしまう。そのため、災害時には、「木津川市議会における災害発生時の対応要領」に基づき、市対策本部と連携を図り、災害対策活動を支援することとし、議員がそれぞれの適切な活動を行うことを定めている。</p>

宮嶋委員長
つづき

行政が災害対策本部を設置しているときには、議員は、災害対応に係る行政の負担をかけてしまうような行動は避け、議長を本部長とする災害対策支援本部で市災害対策本部の情報を収集し、議員に情報提供を行うとともに、議員からの災害情報を整理し、議会事務局長を通じて災害対策本部に提供するようにしている。

その他、議員はそれぞれの地域で救援活動などに協力することとしている。

また仮に災害対応で、補正予算をする必要がある場合で、かつ議会を開くことができない状況である場合には、長の判断により法第179条の規定に基づき専決処分もやむを得ないと考えている。その案件に係る議会の審議は、議会が開催できる時点で法に基づき議会の承認を得ることとなる。

議会の監視機能は、議員は議会が開くことができるような状況になってから、一般質問等で対応を振り返り機能を発揮すればよいと考える。

また、感染症等により議会を開くことができない場合においては、議会運営委員会において、人と人の間隔を空け、また短時間で、継続して会議を開くことができるよう検討し、本会議・委員会ができるよう運営してきた。

オンライン委員会については、導入するところまでは至っておらず、検討されていない状況。実施するには、総務省が課題とする本人確認や本人の周辺環境など整理しなければならない項目もあり、実施するような方向が決まれば検討は必要と考える。

本会議の一般質問についても同様。

以上のような回答をいただいております。これを今ご報告させていただきました。

2つ目は、オンライン会議として、集まらない場合でも会議ができるのかどうかや、非常時の想定と非常時における議会活動について手順をまとめていく必要があるのではないかと私から発言させていただきましたが、今後の考え方として、地震や水害等の大規模災害時、新型コロナウイルスのような感染症発生時、育児や介護等の必要時といった各事象に応じた考え方を整理したほうがより論点等が明確になるのではないかと考えているところであります。

3つ目は、事務局に対する依頼としてご意見のあった木津川市議会におけるコロナ対応事例、総務省の関連通知、大規模災害時における市町庁舎の被災想定については、総務省の関連通知は前回の委員会で資料配付いただき、残る資料については本日机上配付いただいております。

以上3点、ご提案等させていただいた内容も踏まえ、各委員におかれては、前回の委員会で確認いたしましたとおり、本組合議会における非常時対応策について事例調査等を行い、意見等を持ち寄って次回の協議を進めてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

今日はもう時間も押していますので、今のような材料提供させていただいたものを踏まえて次回の委員会日程を、今すぐ、今日決まるか

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>どうか分かりませんが、ほぼこの時期にということで決めていただければ、その時期に今申し上げました内容で委員会を開かせていただくということで進めたいと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>(はいそれでの声)</p> <p>よろしいですか。 そうしましたら、今日机上配付いただいているのは皆さんご確認いただきましたでしょうか。 今日机上配付いただいているのは、木津川市議会における新型コロナウイルス感染症対策について（抜粋）ということ、それぞれの精華町庁舎、木津川市庁舎の被災リスクということの表があげられておりますので、それをご確認いただいて、先ほどの木津川市議会議長からのコメントも文書で頂いておりますので、それ。それから、前回もう既にいただいている総務省等のものや精華町議会での対応などを材料に議論をしていきたいということですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>そうしましたら、どうでしょう。実際の日程は5月ぐらいになるのではないかなと思うんですが、4月はやはりそれぞれ議会での議会広報をまとめていただいたり、また、すぐに大型連休等のことにもなってきますし。ただ、5月の日程というのは今すぐ決められないかも分かりませんが、ほぼほぼこのぐらいのところというもしご意見があればそのほうが調整しやすいかと思うんですが、いかがでしょうか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>個人的な所用とかもありますし、そして各議会におけるの日程もありますので、そういうことも含めて、事務局である程度調整していただくのがベターかなと思います。全議員の予定日を合わせるというのは大変難しい部分があると思います。私は、お手数ですが、事務局のほうに調整をお願いできたらなと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただ、5月というても大型連休が終わった後、また後半になれば6月議会の準備等も出てきますので、どうでしょう。5月13日の月曜日から始まる週あたりで調整いただくということで。もし何か今不都合があれば言っていたらいいんですが。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>精華町議会は今月の月例各委員会で来年度の月例委員会の日程を相談してもらおうという話になっているんです。それが来週、再来週あた</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>りになるので、それが固まらなるとバッティングするのかどうかというのがちょっとはつきりしないので、できたら今、委員長がおっしゃっている1週間か10日ぐらいの期間で幾つかの候補をピックアップしてもらって3月ぐらいに照会をかけてもらうのが一番妥当かなと。</p> <p>今、いつ決めるとなったら、多分5月13日から例えば20日までの間とかぐらいの話として幅を持ってもらって、そうやって照会かけてやってしまう、少なくとも6人にはですね。正副議長は、それはもう入ってもらったほうがいいんだけど、6人の日程が駄目じゃない日程を選んでもらうという方法のほうが確実かなという気はしています。日程の話は。</p> <p>もう一点は、今、木津川市議会の議長さんからのメモというか、ありましたよね。それはいいんですが、皆さんもご存じのように、コロナ禍に入ってから、特に令和4、5、6年の中で次々と地方自治法が改正され、次々と総務省から議会運営に関する通知が出ているんですよ。その中で、さっき委員長がおっしゃったように、オンライン会議を進める場合の本人確認だとかといったようなものも入っています。少なくともその辺の情報共有をしておかないと、最近では1月19日だったか、先月にもそれに類する通知が出ていますので。</p> <p>もちろん非常時対応の範囲をどのぐらいにするかという話もありますよね。例えば水害の場合はどんな水害だとか、地震の場合は震度何以上だとかいうようなことを、それももう決めていかなあかん話ではあると思うんだけど、また災害の規模によって対応の仕方も変わってくるでしょうし、精華町議会で今現在進行形でやらせてもらっているのは、一般的に今、木津川市議会議長からは、その他議員がそれぞれの地域で救援活動をするというふうになっているんだけど、これとてやっぱり発災時の場合というのはいろんな場合がありますよね。発災から24時間以内はどうするかとか、3日以内はどうするかとか、1週間どうするかとかいったようなタイムライン的なものというのを決めている議会もあるわけですから。</p> <p>これはもう木津川市議の皆さんはずっと救援活動をしているわけじゃないでしょう、恐らく。ちょっとは多分もちろん救援活動するとは思いますが、必要に応じて議会が動かなあかん話になってくるわけですから、救援活動しながら例えば情報収集して、それをここで書いているように木津川市議会の災害対策支援本部にあげるといような作業になってくるわけだから、その辺までちょっと全国的な動向をしっかりと情報共有しとかないと、なかなかそこはうまくかみ合っていないんじゃないかという気はしますので、委員会が開かれない時期でもできるだけ情報共有はしてもらったほうがいいんじゃないかとは思っています。</p> <p>2点です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>もう一度整理をさせていただきます。 それで、まず1つは、今、佐々木さんからありました、昨年の議会</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>運営委員会以降の動きだとか、今日ご提示した資料以外の点で何かあるようでしたら、それは事務局のほうでも整理いただいてまた提供いただくんですけども、それぞれが持ち寄るということを今言っていたので、ただ、現実、目の前には2月、3月の議会がありますから、実際にはそれと並行してやるとなかなか皆さんにも負担が大きいかと思いますので、1つの提案ですけれども、大型連休の前の4月26日までに。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>もう1週間。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>もう1週間。19日。 すみません。4月19日までに事務局のほうにそういうものを示していただく。メール等で示していただいて、事務局のほうがそれを整理いただいて、そして5月の、できたらそういう整理もありますので中旬以降、下旬のほうがいいのかなと思いますけれども、あまり下旬過ぎると6月議会の日程がはまってきますので、ちょっとそこは調整なんですけれども、先ほどあったように、この日からこの日までの間でそれぞれ議会の様子を確認いただくということで。 じゃ、例えば5月15日が、これは水曜日なんですけど、24日の金曜日ぐらいの間で次の議会運営委員会を調整していただく。それはよろしいですか。それぐらいで。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>はい。5月15日から5月24日までは調整は可能かなと思いますし、15日でありましたら、4月19日におまとめいただいた資料を連休の前あるいは連休明けすぐぐらいをめどに皆様にお示しもさせていただければ、1週間程度前には資料も配付できるのかなというような形で考えてございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>じゃ、今言いましたような方法で次回の議会運営委員会を調整していただいた上で行うと。そして、4月19日の金曜日までにそれぞれが調べられたものなども出していただいたら、それを含めて議会運営委員会をスムーズに進められるかなと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。 事務局長、お願いします。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>改めて確認ですが、5月15日から5月24日の間をめどに調整をするというご確認をいただきました。 各市議会、町議会の公務は今後決まってまいりますので3月末に確認をいたしますが、本日、この時点で皆様の中でこの日は避けてほしいという日がありましたらもう事前に、今日分かる範囲であれば確認</p>

松井事務局長 つづき	させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
宮嶋委員長	<p>今、事務局長からありましたけれども、今日で予定はもう既に詰まっているよというのがあれば表明いただけたらと思いますが。</p> <p>いいですか。じゃ、月曜日から金曜日の平日は先ほどあったようなやり方で。木津川市議会は、この時期でしたかね、議会報告会をやるということを予定していますが、それは土日によかったですね。または平日でも夜ということになりますでしょうか。</p>
山本委員	ただ、今回は、各種団体や中高生も含めてやるかどうかという。
宮嶋委員長	いや、それは5月はしないということになっています。
山本委員	もう決定になりましたか。
宮嶋委員長	はい。
山本委員	そしたらよろしいです。
宮嶋委員長	<p>いいですね。</p> <p>じゃ、そういうことでさせていただきます。次回の議会運営委員会はそのような日程と内容で進めさせていただきます。</p> <p>今の件につきまして、議長もお帰りになりましたけれども、正副議長におかれましても、特にご意見がありましたら提出いただけたらどうかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、役員の改選時期と議会としての広報公聴やDXなどについてでございますが、次回の委員会につきましては、まず、先ほどご確認いただきました非常時対応の検討を優先させることとしたいと思えます。したがって、具体的に次回の議題とはいたしません、特に役員の改選時期に関しては、我々の任期中に何らかの議論を進めておく必要があると考えますので、現時点におきましてはそれぞれご認識の上、各自においてご意見等整理を進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>この役員の改選時期という理解、谷口さんなんかは去年4月からです。お分かりかどうか分かりませんが、木津川市議会というのは4年ごとの改選が去年の4月でした。精華町議会の場合はその2年後の来年の5月が改選になります。ちょうどその精華町議会の改選の2年</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>後というのは、木津川市議会の場合は2年ごとに委員会改選をしていますので、ちょうどそれがほぼ重なる時期になるということから、議長が不在になったりということが起こるのではないかと。また、起こったという事例もありまして、役員の改選時期について今のルールを見直してはどうかという提案があったので、それをやりましょうかと。</p> <p>今までのルールにつきましては、また後で事務局にも確認いただいたら結構かというふうに思いますが、もし、今そういうことでご意見等整理しておくに当たって、これも先ほどありました、もう今日は時間ありませんので、4月19日までの中でもう一度出していただいたら。5月の委員会では直接それは議題とはしませんが、次考えていくたたき台といいますか、にもなりますので、それはぜひひとつ改めてお願いをしたいというふうに思います。</p> <p>それでよろしいでしょうかね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>あと、次に、次第の3、その他についてであります。</p> <p>次回の議会運営委員会の日程につきましては、先ほどご確認いただいたことで開催したいというふうに思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、次回の議会運営委員会の開催については、先ほどの内容のとおりといたします。</p> <p>事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>議会運営委員会の貴重なお時間をいただきまして、1点、私のほうからご報告させていただきます。</p> <p>ここの環境の森センター・きづがわの施設見学会に関わることでございます。平成30年にここが供用開始をいたしましてから、その平成30年度につきましては、春先に一度、市民、町民の皆様、住民の皆様方に対しましての施設の見学会ということで、休みの日を使いましてオープンな形で行ったんですが、その後コロナ禍の関係もございまして、それ以降、今まで実施はできておりませんでした。</p> <p>今年度につきましては、この5月にコロナのほうも一定の終息といえますか、一定の整理がなされて5類という形になりましたので、今年度につきましては、この施設見学会を実施していきたいというふうな形で今検討しております。</p> <p>現在考えておりますのが、もう年度末になるんですが、3月17日の日曜日でございます。3月17日の日曜日、時間帯は午前10時から午後3時まで。この間ここの施設のほうを開放といいますか、日曜日ですのでごみの収集は当然搬入ないんですけれども、開放いたしま</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>して、ここにご興味のある方皆様に広くご自由に見ていただくという ような機会をつくれるかなということで予定をいたしております。 また、よほどこの日程等に影響がない限りはこの日程で開催をし、 3月の各市町の広報紙を活用いたしまして、市民の皆様、町民の皆様 にお知らせもしたいと考えてございますし、私ども組合ホームページ のほうも、近くなりましたらこういったことを開催するということ を公開いたしまして、皆様にご自由にここを見ていただく機会をつくら うと思っております。 特段のちょっとイベント等というようなことにはならないと思いま すが、まずはここを見ていただくということでの機会づくりというこ とで、今年度、改めてになります、久しぶりにといたしますか、初年 度以来になります開催をしたいと考えてございますので、ここでご 報告とさせていただきますのでよろしく願いをいたします。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございました。 そうしましたら、今の件をご了解いただいた上で、以上で終わるん ですがよろしいですかね。 (はいの声) ありがとうございました。以上をもちまして、本日の議題は全て終 了いたしました。 これをもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員 会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。 (1 1 : 4 7)</p>
	<p style="text-align: center;">この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: center;">委員長 _____</p>